小項目 No. 23 重要な財産の処分

大項目	Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画
中項目	6. 不要財産の処分に関する計画
	7. 重要な財産の譲渡等の計画
小項目	No. 23 重要な財産の処分
中期計画	6 不要財産の処分に関する計画
	区分所有の保有宿舎については、平成 25 年度に7戸、平成 26 年度に6戸、平成 28 年
	度に9戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により
	算定した金額を国庫納付する。
	7 重要な財産の譲渡等の計画
	前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、そ
	の計画
	なし
年度計画	(中期計画の変更が平成 25 年度末となったため、年度計画には記述せず)

【業務実績】

指標:保有宿舎の処分計画の実施と譲渡収入の国庫返納

保有資産に関しては、平成 24 年度に策定された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(2012年12月14日、行政改革担当大臣)に基づいて、第3期中期目標期間中の処分計画を平成25年度に策定した。平成25年度はこの計画に沿って区分所有職員宿舎7戸を不要資産として売却し、売却収入から手数料を控除した51,487,100円を2014年3月に国庫納付した。平成26年度以降も順次、宿舎の売却、国庫納付を進める。